

## 再エネ等規制等総点検タスクフォースにおける現状の取組の成果（詳細）

令和3年6月3日

再エネ等規制等総点検タスクフォース 事務局

再エネ等規制等総点検タスクフォースにおいては、今まで計9回タスクフォースを実施し、再生可能エネルギーの規制・制度に係る様々なテーマを取り扱ってきた。当該タスクフォースにおいて、関係省庁のご協力のもと、得られた一定の成果や取り組みの方向性について下記の通り示すこととする（なお、現在も調整中である項目も存在することに留意）。

## 1. 立地制約の解消

## (1) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた農地の有効活用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定	2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標を策定する。その際には、森林分野の導入目標も併せて示す。	エネルギー基本計画の策定を待って 検討・結論・措置	農林水産省
2	営農型発電設備の推進に向けた要件緩和	荒廃農地を活用する場合に、一時転用の許可基準である単収8割以上の確保が困難であるため、荒廃農地上で実施する営農型発電設備の導入に際しては、単収8割要件は求めないこととし、発電設備の下部が適正かつ効率的に利用されているかどうかによって判断するよう、措置を講ずる。	措置済み	農林水産省
3	営農型発電設備における一時転用期間更新の考え方の明確化	金融機関からの資金調達をより容易にするために、営農型発電における一時転用期間に関して、発電設備の下部の農地の営農等に支障が生じない限り、再許可による期間更新がなされる仕組みである旨を通知で明確化し、周知する。	措置済み	農林水産省
4	営農型発電設備の設置における地上権・賃貸借許可の取扱い	事業者の負担を軽減する観点から、営農型発電設備の設置において、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の許可申請書の添付書類は同法第5条許可申請書の写しを添付することで足りることを通知で明確化する。	措置済み	農林水産省
5	その他、営農型発電設備の取扱いの明確化	申請書類や許可基準をできる限り統一するために、都道府県知事等に対して、各都道府県での審査基準の統一的な取扱いや必要な申請書類以上を過度に求めないよう周知する。 また、営農計画書における農作物の記載方法やその取扱いについて改めて周知する。	措置済み	農林水産省
6	再生利用困難な荒廃農地の非農地判断の迅速化	農業委員会が利用状況調査において再生利用困難な荒廃農地（非農地）と判断した場合には、その旨を所有者、市町村、法務局等の関係機関に対して通知し、通知を受けた市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行うよう通知を发出する。	措置済み	農林水産省
7	農用地区域内の非農地の活用	非農地判断されても、農用地区域から除外されない限り、用途・開発に制限があるため、	措置済み	農林水産省

		除外手続の円滑化を図るために、非農地を農用地区域から除外する場合のガイドラインを明確化する。		
8	再生利用可能な荒廃農地の活用	農山漁村再生可能エネルギー法（平成25年法律第81号）の対象となる「再生可能な荒廃農地」の3条件（①生産条件が不利、②相当期間不耕作、③耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みなし）を「③耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みがないこと」のみで対象にできるように要件を緩和する。ただし、モラルハザード防止の措置を併せて盛り込む。	令和3年7月措置	農林水産省
9	農振除外や農地転用等の手続の迅速化	関係機関の連携による複数手続（例：農振除外と農地転用）の同時並行処理の徹底等を通知で周知する。	措置済み	農林水産省
10	農地所有適格法人制度の事業要件における営農型発電設備等の位置付けの明確化	農業と一体的に行われる営農型発電事業、バイオマス発電事業及びバイオマス熱供給事業について、農地所有適格法人の関連事業に該当する旨を明確化する。	措置済み	農林水産省
11	農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する際の取扱いの明確化	農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する場合の農地転用許可制度上の取扱いについて、同農業用施設が設置されている土地が農地法上の農地であるかどうか、また同施設が新設か既設かに場合分けをし、農地転用に当たるかどうかを明確化する。	措置済み	農林水産省

## (2) 風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	林野行政における再生可能エネルギーの位置付けの明確化	再生可能エネルギー利用促進に取り組む考え方について、次期の「森林・林業基本計画」において明確するとともに、同計画の趣旨や具体的な取組について下記マニュアル等により森林管理局や都道府県に対して指導を徹底し、森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進を図る。	令和3年上期措置	農林水産省
13	国有林野の貸付け等に係る手続の迅速化、透明化	a 手続の明確化、簡素化に資するよう、手続の流れ、必要な書類、保安林解除や環境影響評価と共用可能な書類、その他留意事項等を整理した資料を作成・公表し、事業者等に周知する。また、事前相談は申請者が希望する場合に行う任意の手続であることも事業者等に周知する。 b 更に、簡素化することができる書類や他の手続と共用可能な書類について精査・検討した上で、詳細なマニュアルを作成・公表し、事業者等に周知する。 c 他の許認可手続等との並行審査が可能であることや、国有林野管理審議会の書面やWEB等により柔軟な開催を可能とするよう、森林管理局署の担当者等に周知徹底する。 d 貸付け等の対象地に緑の回廊を含むときの施設の設置等への対応を迅速化するため、保護林管理委員会の柔軟な開催と統一的な	a, c, d : 措置済み b : 令和3年上期までに第一案を作成・公表、令和3年度上期までに取りまとめ版を作成・公表 e : 令和3年上期までに第一案を作成・公表、令和3年度上期までに取りまとめ版を作成・公表 f : 令和3年措置	農林水産省

		<p>手続について森林管理局署の担当者に周知徹底するとともに事業者等へ周知する。</p> <p>e また、緑の回廊について、これまでの事例も踏まえつつ、再生可能エネルギー施設の設置等に係る基準を明確化・公表するとともに、事業者等へ周知する。</p> <p>f 「農林水産省共通申請サービス」の実装により、手続のデジタル化、プロセスの効率化を推進する。</p>		
14	保安林の解除事務の見える化を通じた迅速化・簡素化	<p>a 事前相談は、申請者が希望する場合に行う任意の手続であることを周知する。</p> <p>b 事前相談で本申請に近い書類の提出を求める事例等も見られることから、相談事務の流れを再整理し、対象項目・必要書類を周知する。</p> <p>c 風力発電や地熱発電の保安林解除の事例について、業界団体の協力を得つつ分析・整理し、手続の流れ・必要書類・留意事項等を記したマニュアルを作成・周知する。あわせて、都道府県・森林管理局職員に対する研修等を実施する。</p> <p>d 保安林制度に関する通知類やマニュアル等を掲載する「保安林ポータル(仮称)」を新たにHP上に開設するとともに、保安林の解除区域の検討に必要な区域情報を持つ都道府県・森林管理局の窓口やデータの入手方法についても整理・公表する。</p> <p>e 保安林解除の手続について、「農林水産省共通申請サービス」の実装により、手続のデジタル化、プロセスの効率化を推進する。</p>	<p>a, b, d: 令和3年上期措置</p> <p>c: 令和3年上期までに第一案を作成・公表、令和3年度上期までに取りまとめ版を作成・公表</p> <p>e: 令和3年措置</p>	農林水産省
15	保安林解除・許可基準の解釈リテラシー向上等	<p>a 作業許可基準の取扱い(例:発電所建設用アクセス道路の「森林の施業・管理に必要な施設」への該当、作業許可期間の延長、作業許可の面積や切土高さ基準の解釈)について具体的に整理し、周知する。</p> <p>b また、法令・通知解釈に関する質問を受け付ける相談窓口をHP上に開設する。</p>	令和3年上期措置	農林水産省

### (3) 地熱発電等の導入拡大に向けた自然公園法、温泉法等の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	自然公園を中心とした地熱発電の導入目標の策定	<p>新たな2030年度の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、各種課題の克服を前提としつつ、経済産業省の協力も得て、自然公園を中心とした地熱発電の導入目標を策定する。</p>	順次検討・結論・措置	環境省
		<p>地熱開発プロジェクトを加速化させるために、規制の運用見直し等の実施に加えて、環境省自らが率先して行動することを定めた「地熱開発加速化プラン」を進める。</p> <p>a 具体的には、2030年までに、操業まで10年以上とされる地熱発電のリードタイムを自然公園内の案件開発の加速化で2年程度短縮し、最短で8年程度を目指す。</p> <p>b また、2030年までに、60超の地熱施設数を</p>	順次措置	環境省

		<p>全国で倍増することを目指す。</p> <p>c これらの目標を実現するために、温泉モニタリングによる温泉事業者の不安材料の払拭、地域と共生できる地熱ポテンシャルの特定、改正地球温暖化対策推進法を活用した促進区域の指定などの取組を実施する。</p>		
17	自然公園内の地熱発電の取扱いに関する「基本的な考え方」の転換	<p>「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて（平成27年10月2日 環境省自然環境局長通知）」における、第2種・第3種特別地域で「地熱開発は原則としては認めない」という記載について、優良事例を積極的に容認しつつ、地熱開発の加速化に貢献していくという趣旨が明確になるよう基本的な考え方の整理について検討し、措置する。</p>	令和3年度上期検討・結論・措置	環境省
18	自然公園における許可基準や審査要件の明確化	<p>自然公園内における地熱発電等の許可基準及び審査要件（どのような立地や設計であれば容認するかの考え方や工夫）の明確化について、専門家や事業者団体等の意見を踏まえて検討し、結果を通知等に反映する。</p>	令和3年度上期検討・結論・措置	環境省
19	国立・国定公園以外における規制の適用の明確化	<p>国立・国定公園以外の立地については、自然公園法（昭和32年法律第161号）の規制は適用されず、ガイドラインへの適合は求めているため、この旨を都道府県に通知する。</p>	措置済み	環境省
20	調査段階等における詳細計画の不要化	<p>地表調査や調査井掘削時点など初期段階において、詳細レイアウト等は不要と整理し、その旨を環境省各地方事務所及び都道府県に通知する。</p>	措置済み	環境省
21	地熱資源等の適切な管理に関する新制度の検討	<p>2050年カーボンニュートラル実現に向けて、有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する新たな制度に関して、現状把握した上で検討する。</p>	令和3年度上期までに現状把握した上で論点を整理、必要に応じて両省合同で検討会を設置し検討	環境省・経済産業省
22	温泉部会や内規策定における地熱専門家の参画	<p>専門家の各都道府県における温泉審査部会等への参画と、地熱開発に係る要綱や内規等を策定する場合においても地熱専門家の助言を仰ぐよう技術助言を都道府県知事に通知するとともに、地熱発電のポテンシャルが大きい都道府県全てにおいて専門家が配置されるよう引き続き取り組む。</p>	措置済み、その後フォローアップを実施	環境省
23	温泉部会（審議）の開催頻度の向上	<p>掘削許可を取得するまでの期間短縮のため、都道府県において温泉部会（審議）の適切な開催頻度を求める通知を発出する。</p>	令和3年上期措置	環境省
24	温泉法による都道府県における離隔距離規制や本数制限等の撤廃	<p>a 温泉法（昭和23年法律第125号）による大深度の傾斜掘削に対する離隔距離規制や本数制限等について、まずは都道府県の規制について科学的根拠のない場合の撤廃も含めた点検を求めるとともに、都道府県の規制内容及びその科学的根拠の公開を行うよう通知等にて周知する。</p> <p>b 更に、都道府県等の意見聴取、実態把握、有識者による検討を経て、離隔距離規制や本数制限等についての科学的な知見を踏まえた考え方や方向性について結論を得て、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発</p>	<p>a: 令和3年上期措置</p> <p>b: 令和3年度上期検討・結論・措置</p>	環境省

		電関係)」にも反映する。		
--	--	--------------	--	--

(4) 風力発電等の導入拡大に向けた環境影響評価制度の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	風力発電事業における環境影響評価手続の対象事業規模要件の見直し等	a 環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象となる第1種事業の風力発電所の規模について、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、「1万kW以上」から「5万kW以上」に引き上げる措置を講ずる。 b1 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討・結論を得る。 b2 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントの運用強化について、令和2年度に得た結論を運用に反映する。	a：順次措置(P) b1：令和3年上半期には具体的な検討を開始、令和4年度結論 b2：令和3年度から運用に反映	環境省・経済産業省
26	ゴルフ場等の開発済み土地における太陽光発電等の推進に向けた環境影響評価手続の明確化	現行制度上でも、環境影響の評価を行う項目は、事業特性・地域特性に応じて事業者自ら選定することが可能で手続の簡素化を図ることができるが、メリハリのある環境影響評価を進めるために、太陽光発電に関するメリハリのある環境影響評価に係るガイドラインを公表する。	令和3年上期措置	環境省・経済産業省
27	環境影響評価手続における、地熱発電の事前調査等の位置付けの整理	地熱発電事業で想定される事前調査等の実施に関して、対象事業の実施制限に関する考え方について整理し、地方自治体や関係団体等に周知して理解の促進を図る。	令和3年上期措置	環境省・経済産業省

(5) 所有者不明土地等の有効活用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
28	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）における対象の拡大	所有者不明土地の有効活用と再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、同法の対象事業の範囲を出力1,000kW未満の再生可能エネルギー設備にも拡大する措置について、地域福利増進事業が地域の福祉や利便の増進に寄与する事業を対象としている趣旨を十分に踏まえつつ、有識者や地方公共団体などの関係者の意見を伺いながら令和4年の同法施行3年経過の制度見直しに向けて検討する。	令和4年の制度見直しを目指して令和3年検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
29	水上太陽光発電の普及に向けた農業用ため池の活用	農業用ため池上に水上太陽光発電設備を設置している事例の調査を実施し、調査結果を踏まえて、水上太陽光発電設備を設置する上での留意点について、ため池管理保全法（平成31年法律第17号）に基づき事務の参考資料や地方公共団体への技術的助言として示すことを検討する。	令和3年度上期検討・結論・措置	農林水産省

## 2. 系統制約の解消

### 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた系統制約の解消

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	ローカル系統や配電系統におけるノンファーム型接続の適用と費用負担	<p>a ローカル系統におけるノンファーム型接続の適用に際しては、平滑化効果の弱さ等から、再生可能エネルギーの出力制御量が大きくなることが課題のため、増強計画の策定や再生可能エネルギーを調整電源化していく取組と一体的に検討を進めることとし、令和6年度で終了する予定のNEDO事業の完了を待たず、ノンファーム型接続の受付開始の前倒しを検討し、速やかに全国展開する。</p> <p>b 配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大については、当面、分散型エネルギーリソースを活用したNEDOの事業プロジェクトにおいて必要となる要素技術等の開発・検証を進め、その結果を踏まえて社会実装に向けた方向性を取りまとめ、速やかな展開を目指す。</p> <p>c 計画的な形でのローカル系統等の整備が望ましいことなどを踏まえ、ローカル系統等の整備と費用負担・接続の在り方を一体的に検討し、少なくともローカル系統に関しては原則一般負担化する方向で、一定の方向性を取りまとめる。</p>	<p>a: 遅くとも令和4年度検討・結論・措置</p> <p>b: aの検討・結論も踏まえつつ、遅くとも令和4年度までの検討・結論を目指す、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c: 令和3年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	経済産業省
2	送電線利用・出力制御ルールの見直し	<p>a 送電線の利用ルールについては、メリットオーダーを追求していくが、市場主導型（ゾーン制・ノードル制）への見直しは、システム開発等により一定の時間がかかる。そこで、早期に再生可能エネルギーの出力制御量を減らすため、まずは現行の実需給段階における需給調整方法を踏襲した仕組みにより、メリットオーダーにより混雑処理を行う再給電方式、もしくは調整電源を優先的に活用してメリットオーダーにより混雑処理を行う再給電方式を開始する。</p> <p>b その後、市場主導型への見直しを検討し、早急な実現を目指す。</p>	<p>a: 令和4年措置</p> <p>b: aの検討・結論・措置を踏まえつつ、令和4年度までに市場主導型への見直しの検討・結論を目指す、結論を得次第速やかに措置</p>	経済産業省
3	北海道エリアにおける蓄電池の設置	<p>a 北海道エリアにおけるサイト側蓄電池を求める技術的要件については、最大限早期に廃止することを検討する。</p> <p>b 同エリアにおける系統側蓄電池については、最新データに基づくシミュレーションによる必要性を再検証し、その結果として導入不可欠な場合は、一般負担化を検討する。</p>	令和3年度内できる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
4	蓄電池の導入促進策	再生可能エネルギーの自家消費や調整力の観点から定置用蓄電池の導入促進が重要であるが、家庭用蓄電池については、価格目標や導入見通しの設定、EV電池の定置転用促進、製造設備への投資支援等に取り組む。系統用蓄電池については、その法的位置付け等の整理を進める。	令和3年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
5	オンライン代理制御等の早期実現	出力制御量を低減するため、オンライン制御可能な機器設置、発電量予測精度向上やオ	令和4年措置	経済産業省

		ンライン代理制御等を検討・実施する。特に、オンライン代理制御については、出力制御単価の計算方法を再整理し、早期の導入を目指す。		
6	需給制約による出力抑制時の優先給電ルールの見直し	需給制約による出力抑制時の優先給電ルールについては、メリットオーダーを徹底するとともに、柔軟性を高めるよう、最低出力の状況等を精査した上で、火力発電の最低出力運転の基準の引下げ等を検討する。	令和3年内できる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
7	再エネの電力市場への統合を見据えた出力抑制の在り方の見直し	今般の、F I P制度の導入により、欧州同様に再生可能エネルギー事業者が自ら発電計画を提出する形となり、必ず買取が行われる状況から市場連動型での再生可能エネルギー導入が進む形へと転換していく中で、出力制御の在り方について、卒F I T電源やF I P電源などの非F I T再エネへの出力抑制に一定の金銭的精算をすることも含めて早急に検討し、一定の方向性を取りまとめる。 また、F I T電源に関しても、出力抑制時の追加的補償について、引き続き検討する。	令和3年内できる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
8	系統情報の公開・開示の推進	投資判断と円滑なファイナンスを可能とし、発電事業の収益性を適切に評価できるようにする観点から、出力制御の予見可能性を高めることが必要であり、可能な限りリアルタイムに近く、30分値で電源別にビジュアル化して公開・提供する方針で見直しを実施する。また、火力の燃料種別の情報公開についても速やかに検討し、結論を得る。	令和3年内できる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
9	電源の休廃止などによって生じる連系可能量の情報公開	連系可能量が10万kW以上増加する際は、リプレースの有無にかかわらず、公表手続の対象に含むと整理し、電源の休廃止などによって生じる連系可能量の情報公開を、休廃止などの度ごとに都度実施していく。	令和3年度以降順次措置	経済産業省
10	オフサイト型の再生可能エネルギー発電設備導入に向けた「1需要場所1引込み1契約」の見直し	一定の条件を満たした場合、オフサイトの再生可能エネルギー設備から需要地まで自営線を敷設した上で、既存の送電網から1契約の契約を締結することが可能となるような措置を講ずる。	措置済み	経済産業省
11	小水力発電等に関連する系統連系要件の見直し	a 50kW未満の小水力発電(かご型誘導発電機)に課されている逆変換装置の追加設置要件については、その特性や運用実態等を調査した上で、方向性を取りまとめ、速やかに緩和等の措置を講ずる。 b 小水力に限らず、風力、太陽光、地熱などの全ての低圧及び高圧連系の発電設備に課されている能動的方式の単独運転検出装置の設置要件について、海外との比較や系統側での対策との比較(効果、経済合理性など)も含め、その必要性の見直しを検討し、速やかに結論を得る。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

### 3. 市場制約の解消

#### (1) 再生可能エネルギー利用に係る需要家の選択肢の拡大

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	電源トラッキングの導入	<p>a 電力市場においてあらゆる価値の証明の基礎となるため、今後国際基準との整合性を図るべく、F I T 電源については発電事業者からの同意取得を不要とし、F I T 電源のほぼ全量のトラッキングを実現する。</p> <p>b 非 F I T 再生可能エネルギー電源については、令和3年8月から実証を開始し、実証の進展を踏まえつつ、全量トラッキングを実現することを目指す。</p> <p>c 全電源のトラッキングに関しては、トラッキングの進展も踏まえつつ、対応の可否を含め検討する。</p>	<p>a: 令和3年度措置</p> <p>b: 令和5年8月までの実現を目指す</p> <p>c: 令和5年8月検討・結論</p>	経済産業省
2	電源表示の義務化や放射性廃棄物等に関する明確な電源表示	<p>a 電気事業法（昭和39年法律第170号）の改正が必要となる、電源構成やCO2排出量などの表示の義務付けについては引き続き検討する。</p> <p>b 電源の情報だけでなく、放射性廃棄物等に関する情報についても需要家や消費者の関心が高まっていることから、同情報についても「電力の小売営業に関する指針（令和3年4月1日）」において開示が望ましい行為と位置付けることについて検討し、速やかに結論を得る。</p>	<p>a 令和5年8月検討・結論・措置</p> <p>b 令和3年4月から有識者による審議会にて検討開始、令和3年度上期までに結論を得ることを目指し、結論を得次第速やかに措置</p>	経済産業省
3	「再エネ価値取引市場」の創設、非 F I T 再生可能エネルギー電源の同市場への統合、電源証明型証書への転換、需要家による再生可能エネルギー価値の直接取引の解禁、現行の F I T 証書の最低価格の引下げ等	<p>a RE100等の再生可能エネルギーへの需要家ニーズの高まりに対応するため、エネルギー供給構造高度化法達成のために創設された「非化石価値取引市場」から、再生可能エネルギー価値の取引機能を切り離し、「再生可能エネルギー証書」として国際的に通用する形で取引できる市場（「再エネ価値取引市場」）を新たに創設する。</p> <p>b その際には、F I T 電源だけでなく、非 F I T 再生可能エネルギー電源についても、同市場で取引する方策について検討し、速やかに結論を得ることを目指す。</p> <p>c 事業者が脱炭素化に向けた自らの取組を対外的に示していくためには、電源の種類や産地情報が重要であり、これらの情報が付随した証書（電源証明型）の実現に向けて、関係者との意見交換を行いながら検討し、速やかに結論を得ることを目指す。</p> <p>d 従来小売電気事業者から電力とセットでしか購入できなかった再生可能エネルギー価値を、「再エネ価値取引市場」を新たに創設して需要家等に開放する措置を検討し、速やかに措置する。</p> <p>e-1 現行の F I T 証書に設定されている最低価格（1.3円/kWh）は、欧米の再生可能エネルギー証書価格よりも大幅に高く、日本企業の再生可能エネルギー証書活用の障害の一つとなっていたため、RE100等の再生可能エ</p>	<p>a: 令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施</p> <p>b: 市場の成熟を図りながら、令和4年度までの検討・結論を目指す</p> <p>c: 令和3年度検討・結論</p> <p>d: 令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施</p> <p>e-1: 令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施</p> <p>e-2: 令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	経済産業省

		<p>エネルギー利用への要請を踏まえ、現行のFIT証書に設定されている最低価格の大幅な引下げや撤廃を検討し、速やかに措置する。</p> <p>e-2 また、今後創設される「再生可能エネルギー証書」についても、FIT電源か否かを問わず、一律に最低価格を設けないことも選択肢として、価格の在り方について検討し、速やかに結論を得ることを目指す。</p>		
4	<p>発電事業者と需要家のオフサイト再生可能エネルギー供給契約（コーポレートPPA）締結の解禁</p>	<p>従来オフサイトの再生可能エネルギー発電所に関しては、発電事業者と需要家が直接供給契約（コーポレートPPA）を締結することが認められていなかったが、欧米では直接契約が認められていること、需要家の再生可能エネルギー調達方法の多様化への要望等を踏まえ、自己託送の定義を拡大し、条件付（FIT又はFIP制度の適用を受けない電源による電気の取引であること、需要家の要請に基づく新設の脱炭素電源であること等）で発電事業者と需要家が直接オフサイトの再生可能エネルギー供給契約を締結可能とする措置を検討し、速やかに措置する。</p> <p>なお、自己託送により供給された電気は賦課金の対象外となることから、オフサイト型PPAにおける賦課金の取扱いについては、負担の公平性の観点も踏まえつつ、引き続き検討する。</p>	<p>令和3年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	<p>経済産業省</p>

## (2) 公正で競争的な電力市場に向けた制度改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	<p>会計分離や発電分離も含めた、内外無差別的な電力卸売の実効性を高めるための総合的な検討</p>	<p>今冬のスポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、電力システムの基盤となる競争環境を整備する観点から、支配的事業者の発電・小売事業の在り方、具体的には、旧一般電気事業者の内外無差別的な卸売の実効性を高め、グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題（売入札の体制、会計分離、発電分離等）を総合的に検討する。</p>	<p>令和3年4月から有識者による審議会にて検討開始。旧一般電気事業者各社の内外無差別な電力卸売の取組状況を令和3年上期までに確認した上で、令和3年度末を目途に結論を得ることを目指す</p>	<p>経済産業省</p>
6	<p>旧一般電気事業者の卸電力市場における規制の在り方の検討</p>	<p>今冬のスポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、卸電力市場に係る旧一般電気事業者の自主的取組（グロス・ビディング、余剰電力の限界費用ベースでの全量市場供出）について、その必要性やより強制的かつ実効性のある規制措置（市場供出の義務化等）も排除せずに、旧一般電気事業者の卸電力市場における規制の在り方を検討する。</p>	<p>令和3年4月から有識者による審議会にて検討開始、令和3年度上期までに結論を得ることを目指す</p>	<p>経済産業省</p>

#### 4. その他

##### (1) 建築基準法や電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進に向けた、アルミニウム合金造の建築物に係る手続の緩和	太陽光パネルのコストダウンが進みカーポートの屋根に敷設する太陽光発電設備の導入が進みつつある中、カーポートに多く用いられているアルミニウム合金造の小規模な建築物を、建築確認の審査時における構造基準についての審査省略制度の対象に追加する措置を講ずる。	令和3年7月措置	国土交通省
2	駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進に向けた、杭基礎一体工法の解釈の明確化	コスト削減のため、コンクリート基礎を用いない杭基礎一体型の駐車場屋根置き太陽光発電設備が新たに開発されたが、自治体によってはこの新規工法の解釈が明確でなかったため、杭と基礎が一体化した杭基礎工法であっても建築基準法上の基礎に該当する旨を、通知を発出し明確化する措置を講ずる。なお、基礎の構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては基準に適合するものである旨も、併せて通知を発出し明確化する措置を講ずる。	令和3年7月措置	国土交通省
3	風力発電機への航空障害灯の設置基準についての緩和	風力発電機に設置する航空障害灯について、航空機の航行の安全を確保しつつ設置等に係る費用を削減する観点から、風力発電機の視認性評価試験及び分析・検証を行うとともに、その結果や国際基準等を踏まえ、設置基準の緩和策を取りまとめる。その後、速やかに基準の見直しを行う。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
4	風力発電における風況観測塔の設置に係る建築基準法の緩和	風車の大型化に伴って主流となりつつある高さ60m超の風況観測塔の設置に関して、存続期間が限定的であり、人が容易に立ち入らない場所や洋上に設置され、人家等への影響も考えにくいことなどから、 a 人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が2年以内の簡易な形状の風況観測塔で、60m超のものに適用されている建築基準法による一律の基準を緩和し、時刻歴応答解析を不要とする。 b 人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が2年以内の風況観測塔その他の簡易な形状の工作物に対する規制を緩和し、高さ60m超であっても大臣認定を不要とする。	a: 令和3年度上期措置 b: 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
5	太陽電池発電設備の技術基準の明確化	太陽電池発電設備については、電気設備の技術基準等において、自重、地震、風圧等の加重に対し安定であることなどを規定していたところ、技術革新の進展や設置形態の多様化等を踏まえ、民間規格や認証制度と柔軟かつ迅速に連携できるよう、太陽電池発電設備に特化した技術基準を策定する（令和3年4月1日付け施行）。	措置済み	経済産業省
6	バイナリー発電設備（有機ランキンサイクル方式）の監視方法に係る技	有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備は、電気事業法の汽力発電設備に分類され、発電所構内において常時監視が必要	措置済み	経済産業省

	術基準の見直し	とされているところ、発電所構内における常時監視と同程度と判断される要件（制御所における監視・制御、異常時の対応など）について検討を行い、必要な措置を講ずる。		
7	バイナリー発電設備（有機ランキンサイクル方式）の主任技術者選任方法等に係る見直し	有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備は、電気事業法の汽力発電設備に分類され、発電設備等の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、ボイラー・タービン主任技術者の選任が必要とされているところ、そのリスクや他国における保安規制を調査するとともに、ボイラー・タービン主任技術者の選任方法等について検討を行い、結論を得る。	令和3年検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
8	PPAに関する電気主任技術者選任方法等の明確化	事業用電気工作物については、電気主任技術者の選任や保安規程の届出等を求めているところ、PPA（電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、当該PPA事業者が需要家に対し、電気を供給する形態）に特化した具体的な見解は示していないことから、実態を詳細に調査した上で、PPAに係る電気主任技術者の選任方法等について検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
9	電気主任技術者の統括による選任要件の見直し	電気主任技術者の統括による選任については、自社選任で体制を構築することや、電気主任技術者が発電所に2時間以内に到達可能であることを求めているところ、要件見直しの検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
10	太陽電池発電所における電気主任技術者の外部委託や兼任要件の見直し	太陽電池発電所に係る電気主任技術者の外部委託及び兼任要件は、電圧7,000V以下かつ出力2,000kW未満としているところ、外部委託や兼任要件の見直しについて検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	措置済み	経済産業省
11	電気主任技術者が保安管理業務を受託するための実務経験年数の短縮	電気主任技術者が保安管理業務を受託するためには、一定期間の実務経験が必要であるところ、講習受講を条件とした実務経験の短縮について検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	措置済み	経済産業省
12	電気主任技術者の外部委託制度における年次点検周期の見直し	自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、年次点検を1年に1回以上実施することを求めているところ、遠隔監視技術等の効果や保安水準の確保について丁寧に調査した上で、点検頻度の緩和について、検討する。	令和3年度に調査の上、検討を開始し、令和4年早期に検討結果を踏まえて結論	経済産業省
13	電気主任技術者の外部委託制度における月次点検の遠隔点検制度化	自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、電気保安管理業務の実施については、現場での目視点検や測定等を基本とした制度となっているところ、遠隔監視技術等の活用による現場点検の代替について検討し、速やかに所要の措置を講ずる。	措置済み	経済産業省
14	電気主任技術者試験の試験方法の見直し	電気主任技術者については、人材不足が進む見込みであるところ、受験機会を増やすこと（年1回→年2回）などによる資格者の確	準備期間を経て令和4年度措置	経済産業省

		保について検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。		
15	風力発電所に係る工事計画の審査実施方法等の見直し	特殊な環境（強風地域、軟弱地盤等）に立地する発電用風力設備の工事計画については、専門的観点から適切に審査するため、外部有識者から構成される専門家会議における審査を踏まえ判断している。また、審査の円滑化及び効率化のため、事業者に対して、事前に第三者認証機関によるウィンドファーム認証を受けることを推奨している。今回、技術基準適合性を判断できる第三者認証機関によるレポートを工事計画申請書に添付することによる専門家会議の省略や第三者機関に求められる要件について検討を行い、結論得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	令和3年度結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
16	風力発電所の工事計画に係る審査要件の明確化、公表	発電用風力設備のうち、一般的な設備は産業保安監督部で審査を行う一方、特殊な環境（強風地域、軟弱地盤等）に立地する設備は専門的観点から適切に審査するため、外部有識者から構成される専門家会議における審査を行っている。今回、これまでの専門家会議の知見を精査し、一般的な設備の要件の見直し・明確化及び公表方法について検討を行い、結論得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	令和3年度結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
17	洋上風力発電設備の設計に係る審査一本化	洋上風力発電設備の設計に当たっては、電気事業法、港湾法等に基づく審査を行っているところ、審査の効率化や審査期間の短縮のため、①ウィンドファーム認証と②登録確認機関による技術基準の適合性確認に係る審査について、審査書類の共通化や審査の一本化（①②の有識者会議の合同開催）による効率化を検討し、速やかに所要の措置を講ずる。	措置済み	経済産業省 ・国土交通省
18	小水力発電等に関連する工事計画届出の添付書類（短絡強度計算書）の見直し	高圧連系の小水力発電等について、工事計画届出時に誘導発電機及び変圧器の短絡強度計算書の添付を求めているところ、誘導発電機についてはその特性（短絡電流、通常の使用で想定される系統並列時の突入電流）を調査、変圧器については実際に想定される短絡電流を調査し、変電所や需要設備と規制レベルを比較するなど、「短絡強度計算書」の添付不要化を検討し、速やかに結論を得る。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

## (2) バイオマスに係る安全規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）におけるボイラー規制規模要件からの伝熱面積の撤廃	バイオマスが低発熱量燃料であることから、同出力の他燃料のボイラーと比較し、伝熱面積が相対的に大きくなり、大気汚染防止法のばい煙測定対象となりやすく、結果としてコスト高に繋がっていた。現状において再検討した結果、伝熱面積と排出ガス量の間に強い相関が確認できず、伝熱面積を規模要件	令和3年度上期改正政令公布	環境省

		として規制することは公平さを欠くことが起こり得ることから、ボイラーにおける規制規模要件から伝熱面積を撤廃し、燃焼能力のみとする措置を講ずる。		
20	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）における温水ボイラーの圧力・伝熱面積規制の見直し	同法における温水ボイラーの規制区分が欧州の流通段階における規制区分と異なり、バイオマスボイラー普及の障害の一つとなっているため、使用段階を含む海外規制（欧州や米国等）及びバイオマス温水ボイラーの特性について詳細調査、専門家による技術検討等を実施し、規制の見直しを措置する。	令和3年8月検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

### (3) その他：洋上風力の導入拡大に向けた規制・制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
21	日本版セントラル方式の導入	初期段階から政府や自治体が関与し、より迅速・効率的に風況等の調査、適時に系統確保等を行う仕組み（日本版セントラル方式）の確立に向け、実証事業を立ち上げること等を通して、その在り方を検討する。	令和4年度までに検討し、その結果も踏まえて結論	経済産業省・国土交通省・農林水産省・環境省
22	カボタージュ規制に関する外国籍船の国内輸送も可能とする特許の審査基準の明確化	カボタージュ規制に関連して、例外的に外国籍船の国内輸送も可能とする特許（船舶法（明治32年法律第46号）第3条但し書に規定）の審査基準を国土交通省HP等にて明確化する。	措置済み	国土交通省
23	洋上風力発電の事業終了後の原状回復義務や残置規制の明確化	着床式洋上風力発電施設のうち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の対象施設に該当するものの事業終了後の構造物の取扱いについては、海域における廃棄は原則禁止であるが、環境大臣の許可を得た場合には残置を行うことが可能であることを明確化したところ。 また、同法に照らして認められる海洋環境の保全に十分に配慮した撤去方法の具体的な在り方については、令和2年度に関係省庁連絡会議を開催して検討を重ねているところであるが、今後有識者を交えた検討会を開催し、一定の考え方を示す。	令和3年度上期措置	環境省・国土交通省・経済産業省

### (4) 水循環政策における再生可能エネルギーの促進に向けた規制・制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
24	水循環政策における水力発電等に関する数値目標及びロードマップの策定	新たな2030年の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、関係省庁会議を開催し関係省庁の協力を得ながら、水循環政策における水力発電等の導入数値目標及び目標達成に向けたロードマップを策定する。	直ちに検討を開始し、エネルギー基本計画の議論を踏まえつつ、できるだけ速やかに結論・措置	内閣官房
25	既存ダムを最大限活用するための施策の推進	a 治水と利水を両立しつつ、既存ダムの容量の有効利用を促進するため、利水関係者や流域の関係者と調整しながら、気象予測を活用したダム運用の改善について、個別河川ごとにロードマップを作成し、取組を加速する。 b 平時の治水の利水利用（特に発電）への協力を推奨する旨の通知を河川管理者宛に発	a: 速やかに個別で検討し順次措置 b: 令和3年上期措置 c: 令和3年非洪水期から順次措置 d: 順次措置	国土交通省

		出し、発電利用を促進する。 c 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいては、個別河川ごとに検討を行った上で、治水に支障を及ぼさない範囲で、洪水調節容量の一部に貯水を行い、非洪水期において、貯留した水を水力発電しながら放流することを、より推進する。 d 発電増強の観点も十分踏まえ、ダムの嵩上げや発電施設の改築等を含むダム再生事業を引き続き進める。		
26	長時間アンサンブル降雨予測技術を用いた更なるダムの運用改善	a 事前放流の更なる拡大や、発電に利用できるようできるだけ緩やかに事前放流することによる増電が期待される長時間アンサンブル降雨予測技術について、国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいて順次実装する。 b 新たな降雨予測技術を活用したダムの運用改善についての基本的事項を定めたマニュアル等を整備する。	a: 令和5年度から順次措置 b: 令和4年度措置	国土交通省
27	発電利用されていない既存ダムへの発電機の設置の促進	a 自治体が管理するダムを含めた国土交通省が所管するダムで、発電利用されていないダムの状況を把握する（利水用の放流を活用した発電の状況を含む。） b 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダム(128ダム)のうち、発電に未利用の河川維持放流を活用した自家用小水力発電を導入していない8ダムにおいて、必要に応じて民間資金の活用等も検討しつつ、可能な限り自家用小水力発電を導入する。	a: 令和3年7月措置 b: 速やかに個別で検討し順次措置	国土交通省
28	特定多目的ダムにおける納付金等に関する方策	a 国が建設・管理する特定多目的ダムに係る費用負担については、受益者間の公平性の確保の観点等にも十分に配慮した上で、発電機の設置が拡大されるよう、例えば、国自らが管理用発電として発電し、余剰分を売電する方策等も含めて検討を行い、結論を得る。 b 地方自治体が建設・運営するダムに関して、必ずしも特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）のルールに従う必要はない旨の通知を都道府県宛に発出する。	a: 令和3年度検討・結論、結論を得次第措置 b: 令和3年上期措置	国土交通省
29	「相乗り発電」の積極的な導入支援	既存の農業用水路を拡張し、農業用途だけでなく、発電用途にも活用する「相乗り発電」について、水力発電事業者が必要とする情報を分かりやすく示した資料を作成し、積極的に周知する。	令和3年度上期措置	国土交通省・農林水産省
30	水力発電用の水管に関する道路占用許可の取扱いの明確化	水力発電用の水管について、実態を把握し、問題がないことが確認されれば、一定の基準を満たすものについては、義務占用物件と同様に、道路占用許可を与える旨の通知を各道路管理者宛に発出する。	令和3年度措置	国土交通省

(5) その他：固定価格買取制度関連の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
31	地熱発電に関する源泉のモニタリング実施期間の	地熱発電に関する源泉のモニタリング実施期間の考え方を、現行の「掘削許可日より	令和3年度上期措置	経済産業省

	考え方の見直し	前1年」から「掘削開始日より前1年」とする運用が可能であるように「事業計画策定ガイドライン（地熱発電）」を改訂する。		
32	国有林貸付や保安林手続を要する案件における3年ルールの弾力的運用	環境影響評価手続や国有林貸付・保安林手続の迅速化等によって3年以内に土地の権原を確保できる制度整備を目指すという前提の上で、合理的な理由により、土地の権原の確保に3年以上かかってしまうケースが生じることとなった場合には、個別の状況を踏まえつつ、取消しを猶予するなど柔軟に対応する方向で検討する。	順次検討・結論・措置	経済産業省

(6) 住宅・建築物におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
33	ロードマップや目標の策定	2050年カーボンニュートラルの実現目標からのバックキャストの考え方に基づき、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しにあわせて、規制措置の強化やZEHの普及拡大、既存ストック対策の充実等対策の強化に関するロードマップを策定する。 また、その検討を踏まえて住宅ストックにおける省エネルギー基準適合割合及びZEHの供給割合の目標を策定し、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画に反映する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて策定	国土交通省・経済産業省・環境省
34	省エネルギー基準の適合義務化・基準強化	現在の省エネルギー基準を全ての建築物・住宅において適合義務化、また脱炭素化に向けて段階的に基準を強化していくことを検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省・経済産業省
35	ZEHの更なる普及拡大に向けた方策	現在のZEHの2030年目標「新築住宅の平均でZEH」だけではなく、ZEHの断熱基準の適合義務化や太陽光発電設置も含めたZEHの義務化などの規制的措置も含め、ZEHの更なる普及拡大に向けた方策について検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省・経済産業省・環境省
36	既存住宅・建築物の省エネルギー対策の推進	既存住宅・建築物の省エネルギー対策の更なる推進に向けて、増改築や大規模改修時における、省エネルギー基準の適合義務化を検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省
37	住宅・建築物のエネルギー性能表示の推進	消費者が建物の性能を認識し、改善する機会を提供するだけでなく、比較して選択することができるよう、省エネルギー性能表示の義務化も含めた更なる規制の強化を検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省
38	建材や設備などの性能の強化	a トップランナー制度のうち、目標年度を過ぎた各種のエネルギー多消費機器については、技術の進展や足下の高効率機器の普及状況を踏まえつつ、基準の見直しを随時行っているところであるが、今後も順次適切に見直しの検討を行っていく。 b 建材トップランナー制度については、今後、事業者の達成状況を確認しつつ、2050年カーボンニュートラルを踏まえ、住宅等の省エネ基準等見直しと整合的に、住宅の断熱性	a 順次検討・結論・措置 b 令和3年度内の結論を目指す、結論を得次第速やかに措置 c 令和3年度内の結論を目指す、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

		<p>能の向上に資する高性能な建材が市場に普及していくようトップランナー基準の引上げを含めた制度の見直しに向け、方向性を取りまとめる。</p> <p>c 需要側が高性能な窓を選択可能とすることにより低品質な窓が市場から排除されるよう、窓の性能表示制度の在り方について見直しの検討を行い、結論を得る。</p>		
39	官庁営繕事業におけるZEBの取組	<p>a 低コスト化のための技術開発の動向等を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented とし、ノウハウを蓄積しつつ、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す。</p> <p>b 各府省庁等におけるZEBの実現に寄与するため、先進事例のノウハウをまとめた事例集等を作成し共有するとともに、得られた技術情報を基に、官庁施設整備に適用する基準類の見直しを進める。</p>	<p>a: 順次措置</p> <p>b: 事例集の作成・共有は令和3年度措置</p> <p>基準類の見直し等は、令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	国土交通省